

厚生労働省 静岡労働局

Press Release

静 岡 労 働 局 発 表 平成 30 年 5 月 17 日 静岡労働局 職業安定部 担 訓練室

当

室 長 市川 富章 室長補佐 五島 豊 電 話 054-271-9965



全国初となる高齢者向けコースの求職者支援訓練を実施します!

~人生 100 年時代 学び直しによる就労支援~

静岡労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部は、 生涯現役社会の実現に寄与し、「健康長寿のまち」に向けて高齢者就労の取組を 検討している静岡市とも連携し、高齢者のスキルアップのための求職者支援訓練を 実施します。

- 1. 特徴
- 幅広い職種において必要とされる、パソコンスキルの習得を図ります。
- 高齢者の能力習得スピードに配慮したカリキュラム、時間構成としています。
- 2. 訓練概要
- 受講対象者 ハローワークに求職申込をしている方(中高年の方優先)
- 募集期間 平成30年5月14日(月)~8月28日(火)
- 〇 訓練期間 平成30年9月27日(木)~12月26日(水)(3か月)
- 実施場所 静岡市葵区黒金町20-3 富士岡第二ビル5階
- 受 講 料 無料 (テキスト代を含めて無料)
- 〇 申 込 先 住所を管轄するハローワーク
- ※ 「求職者支援訓練」とは、雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間機関が 厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施するものです。社会人としての基礎的能力及び短 時間で習得できる技能等を習得する「基礎コース」と、就職希望職種における職務遂行のため の実践的な技能等を習得する「実践コース」があります。

訓練期間中、訓練修了後は、ハローワークが就職支援を行います。

なお、訓練受講者には、一定要件を満たせば職業訓練受講給付金が支給されます。

求職者支援訓練として全国初となる高齢者向けコースを募集 〜人生 100 年時代 学び直しによる就労支援〜

静岡労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部は、生涯 現役社会の実現に寄与するとともに、静岡市における「人生 100 年時代」に向けて 官民の関係機関が連携した高齢者就労に関する検討会議と連携し、求職者支援訓練 によるスキルアップを通じた高齢者の就労支援に取り組みます。

1 趣旨

元気な高齢者の就労促進により生涯現役社会の実現に寄与します。

2 特徴

- 幅広い職種において必要とされる、インターネットによる情報活用を含めた 基礎的かつ汎用的な情報リテラシーの習得を図ります(デジタル・デバイドの 解消)。
- 高齢者の能力習得スピードに配慮したカリキュラム、時間構成としています。

3 訓練概要

| 訓練科名 | ゼロから始めるパソコン基礎科 |
|-------|--------------------------------|
| 定員 | 20名 |
| 受講対象者 | ハローワークに求職申込をしている方 |
| | (年齢制限は設けていませんが、中高年の方優先) |
| 募集期間 | 平成30年5月14日(月)~8月28日(火) |
| 訓練期間 | 平成30年9月27日(木)~12月26日(水)(3か月) |
| 実施機関 | 株式会社静岡キャリアステーション 静岡研修センター |
| | 静岡市葵区黒金町20-3 富士岡第二ビル5階 |
| | 電話 054-275-1255 |
| 受 講 料 | 無料(テキスト代を含めて無料) |
| 主な内容 | ①コミュニケーション、ビジネスマナー等職業人スキル |
| | ②パソコンスキル(タイピング、電子メール、文書作成、表計算、 |
| | プレゼンテーション等) |
| | ③インターネットによる情報活用(情報検索、インターネットの |
| | 脅威、ウィルス対策等) |

4 その他

- 訓練受講者には、一定の要件を満たせば職業訓練受講給付金が支給されます。
- 訓練期間中及び訓練修了後は、ハローワークが就職支援を行います。
 - ※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、厚生労働省所管の独立行政法人として、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

機構静岡支部連絡先:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 求職者支援課 Tel:054-285-7152 (資料)「ゼロから始めるパソコン基礎科」募集案内、「求職者支援制度」案内

中 高 年 の 方 大 歓 迎! ~人生100年時代~学び直しで働こう

この訓練は厚生労働大臣認定の 公的職業訓練です

求職者支援訓練 基礎コース 訓練番号: 4-30-22-01-00-0009

9月 開講

ゼロから始めるパソコン基礎科 受講生募集中

訓練説明会 ハローワーク静岡・ハローワーク清水にて開催予定

募集期間 H30.5.14(月)~H30.8.28(火)

修了後に任意にて取得できる資格 MOS 2013 Word・Excel・PowerPoint (当校で受験できます)

コース内容

◆訓練期間:9月27日(木)~12月26日(水)◆訓練時間:9時10分~15時50分(平日のみ)

◆ 定 員:20名

◆ 訓練場所:静岡市葵区黒金町 20-3 富士岡第二ビル5階

◆ 自己負担金:なし (訓練中はテキスト貸し出し)

(職場見学は当校にて送迎)

◆ 駐 車 場:なし(駐輪場は完備)

-- 任意受験料

MOS Word2013 10,584 円 (税込) MOS Excel2013 10,584 円 (税込) MOS PowerPoint2013 10,584 円 (税込)

◆職業訓練受講給付金

ー定の要件を満たした場合、職業訓練受講給付金が支給されます。 この給付金は職業訓練を受けやすくすることを目的としています。 ~ 詳しくは、ハローワーク窓口にお尋ねください ~

応募者が定員の半数に満たない場合、訓練を中止することがあります。

3つのポイント

- ① ゆっくり丁寧に進めますので安心です。
- ② パソコンスキルを学べます。(文書作成・表計算・プレゼン等)
- ③ インターネットによる情報活用について 学べます。

受講までの流れ

ハローワークで積極的に求職活動 をしている失業中の方

住所を管轄するハローワークで求職申込を 行い、職業相談を受けたうえで受講申込を してください。

① 選考日時:平成30年9月4日(火)

9時~個別で20分程度

② 選考場所:静岡市葵区黒金町20-3

富士岡第二ビル5階

③ 選考方法:筆記、面接実施

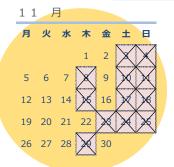
④ 持 ち 物:筆記用具

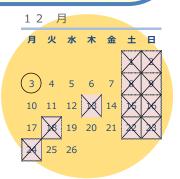
⑤ 選考結果通知日: 平成 30 年9月12日(水)

◯ は休校日、 ○はハローワーク来所日です。









株式会社 静岡キャリアステーション 静岡研修センター

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 20-3 富士岡第二ビル5階 **20**054-275-1255 お問合せ/9時~17時(月~金)担当:金原

訓練目標(仕上がり像)

- 1. 職業人としての基本的な対人対応ができる
- 2. 事務用ソフトウェアを用いて基本的なビジネス文書等を作成できる
- 3. 企業において事務補助ができる

※交通アクセス

JR:静岡駅北口より徒歩3分

バス:静岡商工会議所 前 (ローソンビル隣)



| | 訓練 | 職業能力の基礎と | なるコミュニケーションカやビジネスマナー、ワープロソフト・表計算ソフトの使用方法及びビジネス文書等の作成方法に関する知識・技能 | <u> হিচাপ</u> গ |
|----------|-------------|---------------|--|-----------------|
| | 科目 | | 科目の内容 | 訓練時間 |
| | | | ライフプランについて(収入と支出のバランス・生涯にかかる費用・私の生活設計) 度 社会保障(公的医療保険、労働者災害補償保険、雇用保険、国民年金、厚生年金、企業年金)、マイナンバー制度 | 6時 |
| | ビジネコ | ②ビジネスマナー | 仕事に対する心構え、ビジネスマナー(第一印象、あいさつ、表情、身だしなみ、名刺交換、態度、言葉遣い)、 安心感を与える立ち位置、電話応対、来客応対の向上 | 6時[|
| | ステク | ③職業倫理 | 職場のハラスメント、個人情報の取扱い、SNS利用の注意点、働く人を守る労働法について | 6時 |
| | ニックビジネス | ④健康管理 | メンタルヘルス知識(生活リズムと健康を整える、働く人の健康管理、心の健康管理) ストレスコントロール(ストレスの対策、回避方法)、感情のコントロール(アンガーマネジメント) | 3時 |
| | | パソコン基礎 | ハードウェアとソフトウェア、OS基本操作、キーボード操作、タイピング、電子メール | 30時 |
| | | ⑤コミュニケーション | 自己概念、好き・嫌い(価値観)、思い込みや先入観への気づき、聴き方(傾聴力)、話し方(自分も相手も大切にする表現)の向上 | 6時 |
| 職業 | | ⑥職場のコミュニケーション | アサーティブコミュニケーション(伝え方)・職場における報告連絡相談、論理的な思考による適切な伝え方の向上 | 6時 |
| 能力開 | | ⑦就職活動の進め方 | 就職活動の全体、キャリア形成と就職対策の関連、就職活動を進めるに当たっての心構え | 3時 |
| 発講 | 就職 | ⑧求人動向 | 訓練内容に関連した求人動向・産業界の近況とポイント | 3時 |
| 習 | 活動計画 職業生活設計 | 9応募書類 | 応募書類を作成する意義、履歴書・職務経歴書のポイント、志望動機・自己アピールの重要性、送付の際の留意点 | 3時 |
| | | ⑪面接対策 | 面接の目的と採用者の評価ポイント、面接の準備とマナー | 3時 |
| | | ⑪求人情報等の収集 | 求人票の見方・ポイント、求人票の検索・収集、企業情報収集、情報収集の習慣化 | 6時 |
| | | ①今後の目標と習得すべき | た力 就職に向けた訓練受講の意義、働く力を高めるスキル(専門能力以外)の必要性、今後の目標と習得すべき能力 | 3時 |
| | | ③自己理解 | 自分の特徴などをみつめなおす就業経験の棚卸し、自分の強み、興味関心、価値観の振り返り | 3時 |
| | | ④仕事理解 | 関連職種・希望職種に求められるスキル、職業意識と勤労観 | 3時 |
| | н, | ⑤キャリアプラン | 職業生活の振り返りと今後の展望、新ジョブ・カード制度の概要、目標設定票の作成 | 6時 |
| | 就職対策 | | 面接指導、履歷書作成、職務経歷書作成 | 18時 |
| 学 | 安全衛生 | | 5S、安全衛生の必要性、VDT作業の留意点(職務に最適な作業環境、点検・清掃・改善措置の方法) | 3時 |
| 科 | 事務基礎知識 | | 文書の保管・ファイリングの仕方、管理規定・就業規則について、社内文書・社外文書について | 12時 |
| | 情報管理 | | 個人情報管理、サーバーの仕組み、バックアップ、インターネットによる情報の検索、インターネットの脅威、ウィルス対策 | 24時 |
| | 文書作成演習 | | 文書の書式設定、表の作成、文字・段落・その他の書式設定、印刷形式の設定、ファイル操作・管理 (使用ソフト:Word) | 30時 |
| 実 | 表計算演習 | | ワークシートへの入力・編集、ページレイアウトの設定、関数、グラフ作成・編集・活用、ブック管理(使用ソフト: Excel) | 30時 |
| 技 | 実務書類作成演習 | | 社内文書作成(企画書・回覧物)、社外文書作成(案内状・見積書)、ソフト間の互換、応用 (使用ソフト:Word・Excel) | 52時 |
| | プレゼン演習 | | 資料の構成、効果的な演出方法、書式設定、編集、デザイン、スライドショー作成、資料作成、発表 (使用ソフト PowerPoint) | 30時 |
| その | 職業人講話 | | 3時間×2名 | 6時 |
| 他 | 職場 | 見学 | 3時間×1社 | 3時 |

この訓練は厚生労働大臣認定の公的職業訓練です





雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

求職者支援制度があります!

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて 早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

職業訓練受講給付金 (月10万円+通所手当+寄宿手当)

◆評しくは、 住所地を管轄するハローワーク にお問い合わせください。

- ●「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料*で受講できます。
 - * テキスト代などは自己負担。
- 訓練期間中も訓練修了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。
- 一定要件を満たせば、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

■ 支援の対象となる方(=特定求職者)

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと 例えば、●雇用保険に加入できなかった ●雇用保険の失業給付(基本手当)を受給中に再就職できないまま、 支給終了した ●雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない ●自営業を廃業した ●就職が決まらないまま学校を卒業した などの場合が該当します。
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。
- * 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません(別途、「職業訓練受講給付金」の支給要件を満たす必要があります)。また、特定求職者が、後に雇用保険被保険者、雇用保険受給者となるなど、上記要件を満たさなくなった場合も受給できません。

「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を習得する「基礎コース」と、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する「実践コース」があります。

- 訓練実施機関は、ハローワークと連携して就職支援を行います。
- 訓練期間は、1コース2か月から6か月までです。
- 具体的なコース情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。 http://nintei.jeed.or.jp/kyushokushien/search/



職業訓練受講給付金について

特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給 要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)を支給します。

◆支給額

●職業訓練受講手当 : 月額10万円

●通所手当: 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)

●寄宿手当 : 月額10.700円

※「職業訓練受講給付金」は、支給単位期間(原則1か月)ごとに支給します。

(「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに来所し、「職業訓練受講給付金」の支給申請と職業相談を行います。)

- ※ 支給単位期間における日数(支給単位期間のうち、「職業訓練受講給付金」の対象となる日数)が28日未満の場合は、支給額を別途 算定します。
- ※「通所手当」は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。
- ※「寄宿手当」は、訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合でハローワークが必要性を認めた方が対象となります。

◆支給要件(次の要件を全て満たすことが必要です。)

- 1 本人収入が月8万円以下(※1)
- 2 世帯全体の収入が月25万円以下(※1、2)
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下(※2)
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している(※3)

(やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上(※4)の出席率がある)

- 6 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない(※2)
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
 - ※1 「収入」とは、税引前の給与(賞与含)、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入を指します(一部算定対象外の収入もあります)。
 - ※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- ※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課 ・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、「1/2日出席」として取り扱います。
- ※4 「8割以上」の出席率とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定 (端数が生じた場合は切り捨て)し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。
- * 訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。
- * 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上(不正に受給した場合は9年以上)経過していることが必要です(連続受講の場合を除く)。
 - 〇 「求職者支援制度」は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席(遅刻・欠課・早退を含む)したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援(訓練修了後の就職支援を含む)を拒否すると、「職業訓練受講給付金」は支給されません。また、これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。
 - 欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出席率(◆支給要件※4)がなければ、「職業訓練受講給付金」を受給することはできません。

(参考)

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」 (平成23年法律第47号)第13条第2項において、「前条第1項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。

求職者支援資金融資のご案内

- 「職業訓練受講給付金」を受給しても、その給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫 (ろうきん)の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。 (※)同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- * 融資に当たっては、労働金庫の審査があります。(審査の結果、融資を受けられない場合があります)
- * 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終返済時年齢は65歳です。
- * 訓練を中途退校した場合、元金据置期間が変更になります。
- * 欠席(やむを得ない理由を除く)の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより「職業訓練受講給付金」の支給が停止された場合は、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。
 - 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
 - ○詳しくはハローワークにお問い合わせください。

求職者支援制度の手続きについて

訓練の受講申込みや「職業訓練受講給付金」の手続きは、原則として住所地を管轄するハローワークで行います。なお、主としてお住まいと同一都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、受講申込みまでにご相談ください。

求職者支援制度に関する手続きは、「訓練受講に関する手続き」と、「職業訓練受講給付金に関する手続き」の 2つの流れがあります。「職業訓練受講給付金の手続き」は、原則として1回のみ行う「事前審査」と、月ごと に行う 「支給申請」に分かれています(どちらが欠けても「職業訓練受講給付金」を受給できません)。

「支給申請」に分かれています(どちらが欠けても「職業訓練受講給付金」を受給できません)。 〇訓練受講の手続き ★職業訓練受講給付金の手続き 求職申込み・制度説明 ○ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明 ★「職業訓練受講給付金」の受給を希望する方は、職業相談時に を受けてください。 お申し出ください。 訓練コースの選択 〇ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選 び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。 ★事前審査の説明を受け、必要書類を受け取ってください。 ・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判 定します。 訓練の受講申込み ★訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審 査の申請を行ってください。後日、事前審査を申請することもで 〇ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってくださ きますが、その場合、支給を受けようとする指定来所日(下記6 L1 参照)までに行うことが必要です。 ○その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込 書を訓練実施機関に提出してください(提出した受講申込書 事前審査の申請にあたっては、本人確認書類の他、ハローワーク は返却されません)。 から交付された各種様式、所定の添付書類が必要です(→P.4の 1) ・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断し 事前審査の結果、要件を満たさない場合でも、支給申請において た場合は、希望した訓練の受講申込みができないことがありま 支給要件を満たす場合には、所定の手続き(再度の事前審査、支 す。 給申請を含む)を経て、支給可能となる場合があります。 (事前審査の詳細はハローワークで案内しています) 訓練実施機関による選考 〇訓練実施機関による選考(面接・筆記など)を受けてください。 就職支援計画の作成(支援指示) ★4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果(該 ○訓練実施機関から合否通知がご自宅宛てに届きます。 当または非該当)が郵送または手交により通知されます(選考に 「合格」の通知が届いたら、訓練開始日の前日までにハロ-不合格の方には事前審査の結果は通知されません)。ハロー ワークに来所し、「就職支援計画書」の交付を受けてください ワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請 (これを「支援指示」と言います)。 の必要書類を受け取ってください。 ・この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することはできません。また、「職業訓練受講給付金」を受給することもできません。 ・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。 訓練の受講開始 6 ★指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請をしてください。 ・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます(証明書類が必要です)(→P. 4の 3), ・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です(→P.4の 2)。 ・支給申請書には、訓練実施機関が訓練の受講状況を証明する欄があります。これを確認した上で、支給・不支給決定を行います。 〇訓練受講中から訓練修了後3カ月間は、原則として月に1回、 ハローワークが指定する日(指定来所日)にハローワークに ・訓練を1回でも欠席(遅刻・欠課・早退を含む)すると「職業訓練受 講給付金」は支給されません(欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出 来所し、定期的な職業相談を受けてください。 席率がなければ、「職業訓練受講給付金」を受給することはできま せん)(→P.4の3)。

ことがあります。

・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、「職業訓練受講給付金」は支給されません。また、これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われる

職業訓練受講給付金の手続きについて(ご注意いただきたいこと)

職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類 1

① 番号確認書類(原本)

以下のうちいずれか1点:

- ・マイナンバーカード
- ・涌知カード
- ・マイナンバーの記載のある住民票(住民票記載事項証明書)

② 身元(実在)確認書類

a 以下のうちいずれか1点:

- ・マイナンバーカード
- •運転免許証
- •身体障害者手帳
- •精神障害者手帳

- •運転経歴証明書
- •旅券
- •療育手帳
- ・在留カード など

b aがない場合は以下のうちいずれか2点以上:

- 公的医療保険の被保険者証
- •年金手帳
- •児童扶養手当証書
 - ・特別児童扶養手当証書 など

③ ハローワークから交付 された各種様式 (窓口でお渡しします)

- ·受講申込書
- 職業訓練受講給付金要件申告書
- ·受講申込·事前審査書(安定所提出用)
- ·職業訓練受講給付金通所届

④ 所定の添付書類 (同居配偶者等の預貯金通帳を 除き原本。詳細はハローワークに お尋ねください)

- ・直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書(世帯の構成 および続柄が記載されたもの)
- ・事前審査申請日の前月に得た申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書 類(賃金明細書など。もしくは、源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書[額面が記載 されたもの]など)
- ・申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が50万円以上である 全ての預貯金通帳または残高証明(直近1カ月以内に交付されたもの)
- ・給付金の振込先となる通帳
- その他、ハローワークが求める書類

支給申請に必要な書類 2

ハローワークから交付された各種様式

職業訓練受講給付金支給申請書(訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効)、就職支援計画書、給 付金支給状況(支給記録)(あらかじめ交付を受けていない場合は不要)

- ② やむを得ない理由で訓練を欠席(遅刻・欠課・早退を含む)した場合は、その理由を証明する書類 (下記3をご参照ください。詳細はハローワークにお尋ねください。)
- ③ 「寄宿手当」の支給を希望する方は、寄宿を開始したこと又は終了したことを証明する書類 (詳細はハローワークにお尋ねください。)

3 訓練の欠席、指定来所日の変更における「やむを得ない理由」

ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席(遅刻・欠課・早退を含む)すると、その月(給 付金支給単位期間)の「職業訓練受講給付金」は支給されません。また、指定来所日に来所がない場合は、以後「職業訓練 受講給付金」は支給されません。これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなる ほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。

- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- 「やむを得ない理由」に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。
- ■欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間において8割以上の出席率がなければ、 「職業訓練受講給付金」を受給することはできません(◆支給要件※4)。

やむを得ない欠席理由【証明書類】の例

- ・本人の病気または負傷のため【次のうちいずれか1点 ①医師または担当医療機関の証明書 ②医療機関または調剤薬局の領収 書(※調剤薬局の領収書は処方箋に基づき調剤された薬の領収書に限ります) ③処方箋(写しで可)】
- ・親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)の看護のため【同上】
- ・求人者との面接やハローワークが今後の再就職に資するものと判断できる就職セミナーなどの受講のため【面接事業主の証明書、 セミナー参加証 など】
- ・列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため【遅延証明書、事故証明書 など】

ハローワークへのご相談はお早めに!

訓練コースの選定や「職業訓練受講給付金」の手続きには、一定の期間を要します。

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合せください。

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html